

予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 近年の予防行政は、防火対象物の大規模・高層化、地震災害やテロ災害への備えの強化等の新たな課題に直面し、従来以上に高度で多様な対応が求められる一方で、現実の火災被害の中心は、雑居ビル内の飲食店やグループホームなどの小規模事業所での火災や高齢者を主たる被災者とする一般住宅火災も多発している。

また、高齢化社会の進展に伴う高齢人口や要介護認定者等の増加、災害時に迅速かつ円滑な避難が困難である障がい者等災害時要援護者に対する対応が求められている。

こうした予防行政をめぐる状況変化を踏まえ、新たな諸課題について総合的な検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 近年の火災被害の実態を踏まえた、火災予防の実効性向上に関すること。
- (2) 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関すること。
- (3) ユニバーサルデザインを踏まえた高齢者、障がい者等に適した消防用設備等のあり方に関すること。
- (4) その他今後の予防行政の基本的な方向に係る諸課題に関すること。

(検討会)

第3条 検討会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する委員によって構成する。

- 2 検討会には、委員長を置く。また、検討会には、委員長の指名する副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、検討会を主宰する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 検討会には、部会を置くことができる。

(検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(部会)

第5条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

2 部会には、部会長を置く。また、部会には、部会長の指名する副部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第6条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日定めることができる。

(庶務)

第8条 検討会及び部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から実施する。